

信州健康エコ住宅助成金交付取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、信州健康エコ住宅助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第15の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(知事が別に定める木材)

第2 要綱第2第1号において、「知事が別に定める木材」とは、県内で産出されたものであることを証明できる木材とする。

(知事が別に定める基準)

第3 要綱第2第5号において、「知事が別に定める基準」は、次の各号のいずれにも適合するものであることとする。

(1) 外皮平均熱貫流率が下表に掲げる数値以下であること

地域の区分	2	3	4	5
外皮平均熱貫流率 (W/m ² ・K)	0.4	0.5	0.6	0.6

(2) 省エネ基準省令に準拠した評価方法により、再生可能エネルギー等を除き、設計一次エネルギー消費量が、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。この場合において、エネルギー計算は、空調（暖房・冷房）、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除く。

(知事が別に定める推奨基準)

第4 要綱第2第6号において、「知事が別に定める推奨基準」とは、外皮平均熱貫流率が下表に掲げる数値以下であることとする。

地域の区分	2	3	4	5
外皮平均熱貫流率 (W/m ² ・K)	0.3	0.4	0.4	0.4

(知事が別に定める設備)

第5 要綱第2第7号において、「知事が別に定める設備」とは、次の各号に定めるものをいう。ただし、その導入にあたって固定価格買取制度の事業計画認定を受けるもの、国、県、市町村が実施する他の補助金を受けるものを除く。

- (1) システム容量3kW以上の太陽光発電システム
- (2) 集熱面積4m²以上の太陽熱利用給湯システム
- (3) 信州型ペレットストーブ又は財団法人日本燃焼機器検査協会の認定を受けた木質ペレットストーブ
- (4) 欧州規格(en)に適合し、又はアメリカ合衆国環境保護庁(EPA)の認定を受けた木質ペレットストーブ又は薪ストーブ
- (5) 二次燃焼により排煙を減少させる機能を有する薪ストーブ

(知事が別に定めるもの)

第6 要綱別表第3において、「県産木材であることを確認するものとして知事が別に定めるもの」とは、製材工場等、工事請負者に納品する者が、山林から製材工場等までの木材の流通経路を確認したうえで発行する「県産木材出荷証明書」とする。

2 前項における県産木材出荷証明書には、山林から製材工場までの経路を証するものとして、次表に掲げる書類を添付するものとする。

原木市場を経由したもの	原木市場（県産間伐材供給センター協議会）の発行する県産材産地証明書
原木市場を経由しないもの	(1) 山林所有者、伐採業者等、製材工場に原木を納品する者が発行する産地証明書 (2) 伐採前後の写真

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。